

# 犬山市役所本庁舎等における自動販売機設置事業者募集要項

## 1. 入札に付する事項

犬山市では、行政財産である犬山市役所本庁舎等の施設内的一部分を賃貸する方法により自動販売機の設置を行います。このため、自動販売機設置事業者(以下、「設置事業者」という。)を決定するための一般競争入札を行います。

この募集に参加される方は、本要項をよく読み、次の各事項をご承知の上、お申込みください。

## 2. 入札物件

入札物件は、下記4件(清涼飲料水自動販売機)とします。複数の物件の入札に参加することができますが、入札物件番号(1)を落札した者は、入札物件番号(2)を落札することはできません。

### ■入札物件(1) 犬山市役所本庁舎2階Aへの自動販売機設置

清涼飲料水自動販売機 計1台(屋内1台)

番号	自動販売機設置施設名	所 在 地	設置台数	設置可能な自動販売機及びゴミ箱の大きさ	貸付面積	その他条件	コンセントの有無
①	犬山市役所本庁舎2階A	愛知県犬山市大字犬山字東畑36番地	1台	自動販売機 幅1.2m×奥行0.9m×高さ2.0mまで ごみ箱 幅0.4m×奥行0.5m×2個まで	1.48 m <sup>2</sup>	災害救援ベンダー型の自動販売機を設置すること。	有

貸付面積にはごみ箱スペースを含みます。

### ■入札物件(2) 犬山市役所本庁舎2階Bへの自動販売機設置

清涼飲料水自動販売機 計1台(屋内1台)

番号	自動販売機設置施設名	所 在 地	設置台数	設置可能な自動販売機及びゴミ箱の大きさ	貸付面積	その他条件	コンセントの有無
②	犬山市役所本庁舎2階B	愛知県犬山市大字犬山字東畑36番地	1台	自動販売機 幅1.2m×奥行0.9m×高さ2.0mまで ごみ箱 幅0.4m×奥行0.5m×2個まで	1.48 m <sup>2</sup>	・災害救援ベンダー型の自動販売機を設置すること。 ・車椅子使用者が利用しやすいよう、バリアフリーを考慮した機種を設置すること。	有

貸付面積にはごみ箱スペースを含みます。

### ■入札物件(3) 犬山市役所本庁舎3階への自動販売機設置

清涼飲料水自動販売機 計1台(屋内1台)

番号	自動販売機設置施設名	所 在 地	設置台数	設置可能な自動販売機及びゴミ箱の大きさ	貸付面積	その他条件	コンセントの有無
③	犬山市役所本庁舎3階	愛知県犬山市大字犬山字東畑36番地	1台	自動販売機 幅1.2m×奥行0.9m×高さ2.0mまで ごみ箱 幅0.4m×奥行0.5m×2個まで	1.48 m <sup>2</sup>	災害救援ベンダー型の自動販売機を設置すること。	有

貸付面積にはごみ箱スペースを含みます。

## ■入札物件（4） 犬山市公共駐車場への自動販売機設置

清涼飲料水自動販売機 計 1 台(屋外 1 台)

番号	自動販売機設置施設名	所 在 地	設置台数	設置可能な自動販売機及びゴミ箱の大きさ	貸付面積	その他条件	コンセントの有無
④	犬山市公共駐車場	愛知県犬山市大字犬山字東畠 36 番地	1 台	自動販売機 幅 1.2m × 奥行 0.9m まで ごみ箱 幅 0.4m × 奥行 0.5m × 1 個まで	1. 28 m <sup>2</sup>	災害救援ベンダー型の自動販売機を設置すること。	有

貸付面積にはごみ箱スペースを含みます。

### 【各物件の条件等】

- ※ 1 設置場所は、別紙資料のとおり
- ※ 2 災害時に自動販売機の飲料を取り出すことができる災害救援ベンダー型の自動販売機を設置し、無償提供すること。(災害時とは、災害対策基本法第 2 条における災害により断水し、水道水の供給が停止した場合をいう。)

### 3. 自動販売機の設置条件

- (1) 行政財産の貸付期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までの 3 年間とします。ただし、契約期間中であっても、犬山市が公用・公共用に供するため土地の使用を必要とするときは、契約の解除をする場合があります。
- (2) 行政財産は、自動販売機及び使用済み容器の回収ボックスの設置のために貸し付けるもので、それ以外の目的には使用できないものとします。
- (3) 落札者(設置事業者)が入札した額に屋内に設置の自動販売機については消費税及び地方消費税を加算し、1 年間の貸付料とします。貸付料は、犬山市の発行する納入通知書により、犬山市の指定する期限(毎年度 6 月末を予定)までに納入してください。なお、貸付料の年額の契約金額に係る消費税及び地方消費税は、犬山市が発行する納入通知書の発行時において適用される消費税率を適用することとします。
- (4) 自動販売機の設置及び撤去に要した工事費(電気工事含む)、移転費等の費用は全て設置事業者の負担とします。また、電気使用料についても、設置業者の負担とします。設置事業者において適正な計量機(子メーター)を設置し、年額電気使用料を犬山市が指定する期限までに全額納入してください。
- (5) 設置する自動販売機の機器については、上記入札物件毎の条件を満たし且つ次に掲げる条件を満たしたものとしてください。
  - ア 省電力やノンフロン対応など環境に十分配慮したものであり、①、②、③については閉庁時刻にタイマーで消灯又は節電を行う機種を設置してください。
  - イ 10 円、50 円、100 円、500 円硬貨及び 1,000 円紙幣が使用できること。
  - ウ 指定した外形寸法の値を超えないものであること。
  - エ 自動販売機の機種は、電圧 100V、電流 10A 程度のものであること。

- (6) 契約期間中は、次の事項を遵守してください。
- ア 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならない。
  - イ 販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、犬山市の指示に従い、施設の運営及び利用者の妨げにならないように配慮すること。
  - ウ 販売品目は、お茶、水、コーヒー、紅茶、ジュース類の缶又はペットボトルなど密閉式の容器入りの清涼飲料水とし、酒類、煙草の販売は行わないこと。(蓋つきであればカップも可とする。ただし食品衛生法に基づく喫茶店営業許可証を常に掲示しておくこと。) また、標準希望小売価格を上回る価格で販売しないこと。  
なお、商品の具体的な構成については、落札後、事前に犬山市と協議を行うこと。
  - エ 設置事業者は、本件に係る自動販売機の売上状況を、別に犬山市が指定する期日までに犬山市に報告すること。
  - オ 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。  
また、商品の賞味期限に十分注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。
  - カ 自動販売機に併設して、販売する飲料の容器の種類に応じた使用済み容器の回収ボックスを必要数設置し、設置事業者の責任で適切に回収・リサイクルすること。
  - キ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令の遵守、徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は、遅延なく手続き等を行うこと。
  - ク 自動販売機の清掃を行い、清潔を保つこと。
  - ケ 自動販売機を設置するにあたっては、転倒防止対策、火災予防対策を十分行い、据付面を確認したうえで安全に設置すること。また、設置後は定期的に安全面に問題がないかを確認すること。
  - コ 自動販売機の故障、問合せ並びに苦情については、連絡先を明記し、設置事業者の責任において対応すること。
  - サ 自動販売機の設置によって、第三者に生じた事故については、犬山市に報告するとともに、設置事業者の責任において解決すること。
  - シ 設置事業者は、契約期間が満了又は契約が解除された場合は、すみやかに原状回復すること。ただし、市長が許可した場合はこの限りではない。なお、原状回復に際し、設置事業者は一切の補償を犬山市に請求することはできないこととする。
- (7) 本募集要項の条件に違反する行為があると認める場合は、使用許可を取り消します。

#### 4. 設置事業者入札参加資格要件

次の要件を満たす法人に限り、本件入札に参加することができます。

- (1) 愛知県内又は岐阜県内に本店、又は支店を有する法人。
- (2) 自動販売機の設置業務（自らが管理、運営するものに限る。）について、3年以上の実績を有している者であること。

- (3) 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、許認可等の免許を有していること（該当についてのみ）。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく犬山市入札参加の制限を受けていない者であること。
- (5) 愛知県会計局指名停止取扱要領、犬山市の契約に係る指名停止要領に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。  
また、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）による指定を受けた指定暴力団等及びその暴力団員でないこと。
- (6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属するものでないこと。
- (7) 次に掲げる国税、県税、市税の未納がないこと。
  - ア 国税
    - ・法人税、消費税及び地方消費税
  - イ 県税（愛知県）
    - ・法人事業税、法人県民税
  - ウ 市税（犬山市）
    - ・法人住民税、固定資産税

## 5. 入札参加申込手続き

### (1) 申込方法

#### ①郵送の場合

受付期間：令和8年1月21日（水）～令和8年2月4日（水）必着

送付先：〒484-8501 愛知県犬山市大字犬山字東畠36番地

犬山市役所 経営部 総務課 庁舎管理担当

※簡易書留または書留により送付してください。

※申込に必要な書類が受付期間内に到着しない場合や不備があった場合は受け付けられませんのでご注意ください。

#### ②持参する場合

受付期間：令和8年1月21日（水）～令和8年2月4日（水）

（土・日は除き、午前9時～午後4時まで）

提出先：愛知県犬山市大字犬山字東畠36番地

犬山市役所本庁舎4階 経営部 総務課 庁舎管理担当

### (2) 申込みに必要な書類（各1部）

①入札申込書（様式1）

②誓約書（様式3）

③証明書類（発行日から3月以内のもの）

法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）

④入札参加資格要件4-(2)の実績証明書類（契約書の写し等）

⑤入札参加資格要件4-(3)の許認可等の免許証の写し（該当の場合のみ）

⑥国税、県税、市税の納税証明書（未納の税額がないことの証明書）

ア国税

・法人税、消費税及び地方消費税

イ県税（愛知県）

・法人事業税、法人県民税、自動車税

ウ市税（犬山市）

・法人市民税、固定資産税

⑦設置予定の自動販売機及び販売品目の説明（様式自由）

（3）その他

・入札保証金及び契約保証金については、免除とします。

・電話、ファックス、インターネットによる受付は行いません。

## 6. 入札執行の日時及び場所

（1）日時

令和8年2月6日（金）

入札物件1 午前10時00分

入札物件2 午前10時05分

入札物件3 午前10時10分

入札物件4 午前10時15分

※入札の進行において時間が前後する場合があります。

（2）場所

犬山市役所2階 206会議室

## 7. 入札について

（1）入札書の様式は、様式2を使用してください。

※定型封筒（長形3号など）に入れた上で封をし、押印（印鑑証明印）するとともに、その封筒の表面に入札物件番号を油性ボールペン等で記入してください。

※封筒の記入については、別紙「入札の留意事項」を参照してください。

（2）入札金額は、貸付料の年額を消費税及び地方消費税を含まない価格（100円単位）で記入してください。

- (3) 落札者は、犬山市の予定価格以上の最高の価格をもって決定します。ただし、落札者となる同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじによって落札者を決定します。
- (4) 予定価格に達しない場合、直ちに再入札を行います。入札回数は、第1回を含め3回以内(3回分の入札書・定型封筒を準備)とします。
- (5) 代表者以外の方が入札に出席される場合は委任状(様式4)が必要です。
- (6) 入札を辞退される場合は、その旨文書(任意様式)にて連絡してください。
- (7) 次のいずれかに該当する場合は、無効とします。
  - ① 入札参加資格のない者が入札したもの
  - ② 指定の期間内に提出しなかったもの
  - ③ 入札物件番号、入札価格、日付、住所、氏名及び押印(印鑑証明印)のないもの又はこれらが分明でないもの
  - ④ 入札書の訂正をしたもの
  - ⑤ 入札に関し不正な行為を行った者が入札したもの
  - ⑥ 入札物件番号(1)の落札者と決定した者が入札物件番号(2)に入札したもの
  - ⑦ その他入札に関する条件に違反したもの

## 8. 契約の手続き

落札後、設置事業者は、本契約前に設置予定の自動販売機の仕様について犬山市の了解を得ること。なお、犬山市から仕様等について指示があれば従うこと。

## 9. 設置事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、設置事業者としての決定を取り消します。

- (1) 正当な理由なくして、犬山市が指定する期日までに契約書の取り交わしに応じなかった場合
- (2) 設置事業者が入札参加資格を失った場合
- (3) 設置事業者が入札参加資格を満たしていないことが判明した場合

## 10. その他

- (1) 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの1年間の自動販売機の販売実績については、別紙「自動販売機販売実績」を参照してください。
- (2) 契約の手続きに関する一切の費用については、設置事業者の負担とします。
- (3) 犬山市ホームページ上で決定金額及び設置事業者名を掲載します。

## 11. 問い合わせ

【本件の入札に関すること】

- ・質問は書面(様式不問)にて、FAX、Eメール、郵送又は持参してください。
- ・質問及びその回答については、入札参加者全員が把握すべき内容と犬山市が判断した場合は、入札参加者全員に通知します。

犬山市 経営部 総務課 庁舎管理担当 二宮  
電話 0568-44-0300 (直通) FAX: 0568-62-4730  
Eメール: 010300@city.inuyama.lg.jp

